

後見支援預金説明書

(2019年8月1日現在)

1. 商 品 名	・ 淡信後見支援預金
2. ご利用いただける方	・ 神戸家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける、または、受けている方で、同裁判所より本商品にかかる「指示書」を受けた方
3. ご用意していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所が交付した「指示書」 ・ 「登記事項証明書」 ・ 後見人の印鑑証明書およびご本人確認資料 ・ 後見人の実印およびお届け印 ・ 初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額）
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸家庭裁判所の「指示書」に基づき取扱います。 ※口座開設及び入金の都度、「指示書」が必要になります。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所の「指示書」に基づいて取扱います。 ※出金の都度、「指示書」が必要になります。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般普通預金利率 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に当該口座へ入金いたします。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息には、復興特別所得税が付加されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。
8. 取 扱 店	・ 全営業店
9. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります ・ なお、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけません。 ・ 給与、年金などの自動受取口座としてのご利用はできません。 ・ 公共料金、各種料金の自動支払い口座のご利用はできません。 ・ 総合口座のお取扱いはできません。 ・ インターネットバンキングのご利用はできません。 ・ マル優のご利用はできません。 ・ 定期積金の口座振替資金引落口座としての利用はできません。 ・ キャッシュカードは発行できません。
10. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 22 - 1020）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078 - 341 - 8227）、東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、当金庫お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。 <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、兵庫県弁護士会、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは、全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は預金保険制度の対象となります。元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・ 商品の詳細については、店頭に掲え置き、当金庫ホームページに掲載しておりますので、商品説明書をご覧ください。